



2025 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社ジィ・シィ企画
代 表 者 名 代表取締役社長 高木 洋介
(コード番号：4073 東証グロース)
問 合 せ 先 代表取締役副社長経営管理本部長 丸山 英幸
(TEL. 043-464-3348)

当社に対する訴訟の判決（第二審）に関するお知らせ

当社は、2021 年 8 月 24 日付けの有価証券届出書で開示しました特許権侵害を理由とした損害賠償訴訟について、2025 年 5 月 8 日に第二審である知的財産高等裁判所より判決が言い渡されましたので、下記第 1 のとおりお知らせいたします。

また、これとは別に、2024 年 6 月 11 日付けの「当社に対する控訴の提起に関するお知らせ」にてお知らせしました当社の不正競争防止法等に基づく損害賠償請求訴訟（本訴）とこれに対する反訴に係る控訴事件について、2025 年 5 月 8 日に第二審である知的財産高等裁判所より判決が言い渡されましたので、下記第 2 のとおりお知らせいたします。

記

第 1 特許権侵害に基づく損害賠償請求事件

1. 言い渡しのあった裁判所および年月日

- (1) 裁判所：知的財産高等裁判所
- (2) 判決日：2025 年 5 月 8 日

2. 訴訟の経緯

当社は、株式会社モビリティおよびモビリティ・エックス株式会社（以下「原告ら」）より、当社の販売する決済端末を利用した決済システムが原告らの特許権及び当該特許権の専用実施権を侵害することによって損害を被ったとして、2021 年 7 月 12 日付けで特許権侵害に基づく損害賠償請求の提起を受け、また株式会社モビリティから 2021 年 9 月 14 日付けで審理対象期間を追加する訴えの提起を受け、これらは東京地方裁判所において併合して審理されておりました。

東京地方裁判所から、2024 年 3 月 22 日、原告らの請求をいずれも棄却する旨の第一審判決の言い渡しがありましたが、原告らは第一審判決を不服として、2024 年 4 月 3 日、知的財産高等裁判所に第一審判決の取消等を求めて控訴を提起しておりました。

3. 判決の内容（主文）

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

4. 当社の業績に与える影響及び今後の見通し

本判決による当社の業績に与える影響はありません。

今後、開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

第2 不正競争防止法等に基づく損害賠償請求訴訟およびこれに対する反訴

1. 言い渡しのあった裁判所および年月日

- (1) 裁判所：知的財産高等裁判所
- (2) 判決日：2025年5月8日

2. 訴訟の経緯

当社は、東京地方裁判所において、2021年8月31日付けで、株式会社モビリティおよび外1名（以下「モビリティら」）に対し、不正競争防止法等に基づき損害賠償請求をする本訴を提起しておりましたが、モビリティらは、当社の本訴提起が、故意又は過失によってモビリティらの権利又は法律上保護される利益を侵害し、これにより有形及び無形の損害を被ったとして、当社に対し損害賠償又は謝罪を求める反訴を提起しました。

東京地方裁判所から、2024年3月22日、当社の本訴に係る請求、モビリティらの反訴にかかる請求は、いずれも棄却する旨等の第一審判決の言い渡しがありましたが、モビリティら（下記主文の「第1審被告ら」）は第一審判決を不服として、2024年4月5日に知的財産高等裁判所に、第一審判決の取消等を求めて控訴を提起しておりました。なお、当社（下記主文の「第1審原告」）も、2024年4月4日に同様に控訴を提起し、後に控訴審において請求の追加をしておりました。

3. 判決の内容（主文）

- 1 第1審原告の控訴を棄却する。
- 2 第1審原告の当審における追加請求を棄却する。
- 3 第1審被告らの控訴を棄却する。
- 4 第1審原告の控訴に係る控訴費用及び当審における追加請求に係る訴訟費用は第1審原告の負担とし、第1審被告らの控訴に係る控訴費用は第1審被告らの負担とする。

4. 当社の業績に与える影響及び今後の見通し

本判決による当社の業績に与える影響はありません。

今後、開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上